

## 第15章 避難計画

(趣 旨)

この計画は、災害が発生するおそれのある場合において、住民の生命、身体を保護し、人的災害の拡大を防ぐため、消防機関の行う避難業務について、必要な事項を定める。

### 第1節 勧告及び指示の基準

(勧告及び指示の基準)

第1 避難の勧告又は指示を行う基準は、次のとおりとする。

(1) 基準

種 別	発 令 基 準
避難準備	ア 気象予報・警報が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断される時。 イ 災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当である時。
避難勧告	ア 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断される時。 イ 災害の発生を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される時。
避難指示	ア 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められる時。 イ 災害の発生を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められる時。

(2) 災害が発生し又は発生する恐れのある場合において、緊急を要するときは、災害対策基本法第60条第1項及び第2項の市町村長の権限並びに水防法第22条に規定する水防管理者の権限に基づき、消防長又は消防署長若しくは消防団長が行使するものとする。

消防長又は消防署長若しくは消防団長が権限を行使したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

- ア 避難勧告等の発令日時
- イ 避難勧告等を行った者の階級及び氏名
- ウ 避難勧告等の対象地域
- エ 避難勧告等の理由
- オ 避難先
- カ 避難者数

### 第2節 勧告及び指示の伝達方法

(勧告及び指示の伝達方法等)

第1 避難の勧告及び指示の伝達事項は次のとおりとする。

- (1) 消防車及び広報車による広報
- (2) 防災行政無線による広報
- (3) 直接消防職員の伝達による各戸ごとの周知

- (4) 遠野ケーブルテレビ音声告知端末装置
- 2 避難の勧告及び指示の伝達事項は次のとおりとする。
  - (1) 避難勧告等の理由
  - (2) 避難場所
  - (3) 避難経路
  - (4) 避難上の留意事項
    - ア 住家の戸締り
    - イ 家屋の補強と家財道具の整理
    - ウ 携行品と服装等

### 第3節 避難場所の指定及び誘導方法

(避難場所の指定及び誘導方法等)

- 第1 避難場所の指定は、遠野市地域防災計画に定めるところによる。ただし、指定された避難場所が利用できない場合の代替場所に誘導するときの一時的避難場所の設置基準は次のとおりとする。
  - (1) 火災の場合
    - 風上又は風横方向の空地
  - (2) 洪水等の場合
    - 河川及び沢等を経路としない高台の建物等
  - (3) 地震の場合
    - ア 崖崩れ及び地割れ等のおそれのない場所
    - イ 建物及びブロック塀、倒壊危険構造物及び落下物のない場所
- 2 避難誘導は、消防職員又は各地区内の消防団員が行う。
- 3 避難経路については、その地区の地形及び道路等の状況により誘導者が決定する。
- 4 避難誘導にあたっては、組をつくり、老人、子供、傷病者及び婦女子を優先的に行う。

### 第4節 避難場所の警戒

(避難場所の警戒)

- 第1 避難場所の警戒については、市と連携を図り避難場所の管理に当たるとともに、状況によっては、消防職員及び消防団員を配置し、遠野市災害対策本部又は消防署長に緊急連絡が取れるよう警戒に当たる。